



鳥取県公報

平成 24 年 1 月 13 日 (金)
第 8 3 6 0 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	障害者自立支援法による指定障害者支援施設の指定の辞退 (18) (障がい福祉課) 2 青少年に有害な図書類の指定 (19) (青少年・家庭課) 2 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (20) (東部総合事務所福祉保健局) 2 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (21) (西部総合事務所県民局) 3 出納員の権限に属する事務の一部の委任 (22) (会計指導課) 3 会計管理者の権限に属する事務の一部の委任 (23) (〃) 4
◇ 公 告	都市計画の変更案の縦覧 (2件) (景観まちづくり課) 4 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課) 5

告 示

鳥取県告示第18号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第47条の規定に基づき、指定障害者支援施設の指定の辞退があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成24年1月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

設置者の名称及び所在地	指定の辞退に係る施設の名称及び所在地	辞退年月日	施設障害福祉サービスの種類
社会福祉法人祥和会 西伯郡南部町福成3293	セルプひの 日野郡日野町根雨341-1	平成23年10月31日	知的障害者通所授産施設支援

鳥取県告示第19号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）第13条第1項の規定に基づき、同項第1号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年1月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定 番号	種別	図 書 類		
		題名及び号数	発行記号等	表示された発行所名
7149	雑誌	特選大報2012 1月	雑誌 15192-01	株式会社ジーオーティー
7150	〃	べっぴんDMM No.41 2012 J a n u a r y	雑誌 17939-01	〃
7151	〃	バズーカ1月号2012	雑誌 13991-1	辰巳出版株式会社
7152	〃	T E N G U (てんぐー) 2012 1月号	雑誌 06441-01	株式会社ジーオーティー
7153	〃	メガベッピン2012 J a n u a r y V O L . 27	雑誌 06440-01	〃
7154	〃	コミックメガストア2012 1月号	雑誌 03615-01	株式会社コアマガジン
7155	〃	L O (C O M I C エルオー) 2012 1月号	雑誌 03769-01	株式会社茜新社
7156	〃	ビデオボーイ 2012. 1	雑誌 07851-01	株式会社ジーオーティー
7157	〃	スッキリお仕事レディEX 2012 1月号	雑誌 15481-01	株式会社一水社
7158	書籍	絶対領域 MEGASTORE COMICS NO.318	ISBN978-4-86436 -171-2	株式会社コアマガジン
7159	雑誌	放課後奴隷倶楽部 TENMA COMICS	雑誌 56456-65	株式会社茜新社
7160	〃	ハマジム公式ガイドブックTHE BODY LEGEND	雑誌 08174-01	株式会社ダイアプレス
7161	〃	エキサイティング!! ジェイケイ・スタイル 2012. 01月号 Vo 132	雑誌 02049-1	株式会社インテルフィン
7162	〃	激カワ素人オーディション	雑誌 64196-34	三和出版株式会社

鳥取県告示第20号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成24年1月13日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
株式会社True	鳥取市湖山町東四丁目116	訪問介護事業所はあとふる	鳥取市湖山町東四丁目116	同行援護	平成24年1月1日

鳥取県告示第21号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成24年2月26日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成24年1月13日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

- 申請のあった年月日
平成23年12月26日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人大地
- 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
河原 道弘
- 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
西伯郡日吉津村大字日吉津973-9
- 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、福祉サービスを必要とする人に、農業や手工芸などの生産活動を通して自立及び社会参加の支援に関する事業を行い、すべての人々の人権が尊重され、偏見や差別のない豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、出納員をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成24年1月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 委任させた事務
農業試験場で販売する生産品の販売代金に係る現金の収納に関する事務

- 2 委任を受けた分任出納員
鳥取県農林水産部農林総合研究所企画総務部
副主幹 谷本 宏
- 3 委任期間
平成23年12月26日から平成24年3月31日まで

鳥取県告示第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成24年1月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務
コンビニエンスストアの店舗において納付された県税及びクレジットカードによって納付された県税の収納事務
- 2 委任を受けた出納員
鳥取県総務部税務課
税務専門員兼課長補佐 谷長 正彦
- 3 委任期間
平成24年1月4日から同年3月31日まで

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、公告の日から縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成24年1月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称
米子境港都市計画区域区分
米子境港都市計画臨港地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 米子境港都市計画区域区分
追加する部分
境港市昭和町13-2地先
 - (2) 米子境港都市計画臨港地区
追加する部分
境港市昭和町13-2地先
- 3 縦覧場所及び意見書の提出場所

鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）及び境港市役所建設部都市整備課（境港市上道町3000）

4 縦覧期間及び意見書の提出期間

平成24年1月13日から同月27日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、公告の日から縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成24年1月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 都市計画の種類及び名称

倉吉都市計画道路3・3・1号三朝倉吉羽合線

2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

倉吉市字切岩谷、字城ノ谷、字猪畑谷、字田汲谷、字天神淵、字天神利及び字東天地

3 縦覧場所及び意見書の提出場所

鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）及び倉吉市役所建設部景観まちづくり課（倉吉市葵町722）

4 縦覧期間及び意見書の提出期間

平成24年1月13日から同月27日まで

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成24年1月13日

鳥取県公安委員会委員長 井 手 添 正

1 講習の種類及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		平成24年2月16日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階第27会議室	鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管内に居住する者
		平成24年2月24日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市上福原1266-4 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港及び黒坂の各警察署の管内に居住する者

- 3 講習時間及び講習課目
 - (1) 講習時間 3時間
 - (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 4 受講申込手続
所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を經由して公安委員会に提出すること。
- 5 講習受講手数料及びその納付方法
 - (1) 講習受講手数料 3,000円
 - (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。
- 6 携行品
筆記用具及び印鑑